

生産緑地地区における管理基準

令和元年 8 月 稲城市農業委員会

生産緑地地区における保全管理

I 保全管理基準

1 一般的共通事項

- ・ 現に農業の用に供されている農地である。
- ・ 四方は塀で囲まれていない。(例外：水路に囲まれている等)

2 農業用建物の場合（納屋・作業用小屋・畜舎等）

- ・ 建物は、農業用として使用し、日常生活や農業以外での用途に使用していない。
(農業用、園芸用、畜産用等に必要な機械・器具類などの収納や置き場である)
- ・ コンクリート敷きは原則不可、ただし農作物栽培高度化施設は除く。

3 農業用車両の駐車場スペースなどの場合

(農地内駐車スペース・通路等)

- ・ 農業用、園芸用、畜産用などの作業に必要な駐車スペース及び通路（2 m以下）である。
- ・ 2 mを超える幅の通路が必要となる場合、農業用としての具体的な用途や使用車両を示し、農業委員会と協議する。
- ・ 駐車スペース及び通路は、必要最小限の面積とし、農業以外の資材・材料の一時置場や乗用車・日常品類の置場として使用していない。

生産緑地地区における肥培管理

Ⅱ 肥培管理基準

1 地目（現況）別による肥培管理

① 田の場合

- ・ 年に1回以上の耕耘がある。
- ・ 稲作されていない時は、休耕田として整備されている。
(不耕作や耕作放棄となっていない。)

② 畑の場合

- ・ 果樹・野菜類の作付けがされている。
- ・ 連作障害を防ぐためや地力回復のため、一時的に作付けがされていない場合でも肥培管理がされていなければならない。
- ・ 年に1回以上の耕耘がある。

③山林（タケノコ、きのこ類に限る）

- ・ 作物のなる木が適切な間隔で植わっている。
- ・ 林が混雑していなく、見通しが出来る程度に剪定されている。
- ・ 常時下草刈りがされている。

④採草牧草地

- ・ 牧草が健全に植生される密度を保っている。
- ・ 毎年草地の更新が行われている。
- ・ 更新時で草地になっていない時期も肥培管理がされている。

2 作付け別による肥培管理

① 果樹畑の場合

○ 一般的共通事項

- ・ 果樹畑として適正に管理されている。
(要点・果樹畑の面積に対する適正栽培本数と肥培管理の状態)
- ・ 果樹の剪定枝などが散乱しておらず整理されている。
- ・ 多年草雑草や多年生植物が繁茂していない。
(笹、篠、茅、葛など)

○ 作付け別による肥培管理

《 梨、ぶどう、ブルーベリー、梅など 》

- ・ 毎年の剪定がされている。
(果実を収穫するためには、毎年の剪定が必要であるため)

《 栗、柿、かんきつ類 》

- ・ 栗畑には、前年のイガなどの散乱がなく片付けられている。
- ・ 柿・かんきつ類は、隔年剪定がされている。

○栽培する間隔の日安

	栗	梨、ぶどう、柿、	柑橘類	ブルーベリー
育苗時	2 m	2 m	3～4 m	2～3 m
成木時	4～6 m	3～5.5 m	3～4 m	2～3 m

※果樹が収穫できるようになるまでは上記の間隔の間に作物を栽培し、毎年作物ができる状態を維持する。

② 植木畑の場合

○ 一般的共通事項

- ・ 植木類が整然と管理され、人の手が入っている状態である。
- ・ 年一回以上の剪定がされている。
- ・ 多年生雑草や多年生植物が繁茂していない。
(笹、篠、茅、葛など)
- ・ 常時下草刈りがされている。

- 苗木育成畑
 - ・ 苗木の育成畑として、種類別、育成別に肥培管理されている。

- 販売用の植木
 - ・ 根巻きの有無にかかわらず、仮植えの状態でも可。
 - ・ 鉢植えは可。しかし鉢の置き場がコンクリート敷は原則不可。

③ 桑畑の場合

- ・ 養蚕のための収穫とは別に、冬季に剪定がされている。
- ・ 剪定枝が散乱しておらず整理されている。
- ・ 多年生雑草や多年生植物が繁茂していない。
(笹、篠、茅、葛など)
- ・ 常時下草刈りがされている。

④ 竹林の場合

- ・ 竹林は混雑していなく、竹林内の見通しが良い。
(竹の栽培は、坪当たり2, 3本程度の育成が最適であるため)
- ・ 竹の立ち枯れなどがなく、竹林内は整然と管理されている。
- ・ 間伐竹が散乱しておらず整理されている。
- ・ 多年草雑草や多年生植物が繁茂していない。
(笹、篠、茅、葛など)
- ・ 常時下草刈りがされている。
- ・ 「竹やぶ」の状況は不可。

⑤ 椎茸、きくらげ等の場合

- ・ 榎木が菌糸生育の生理特性に合った温度・湿度を保てる環境におかれている。
- ・ 下草刈り等により風通しを良くしている。